



28建(営)第26号
平成28年6月10日

一般社団法人愛媛県建設業協会 会長
一般社団法人愛媛県中小建築業協会 会長
一般社団法人愛媛県電設業協会 会長
一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会 会長
愛媛県管工事協同組合連合会 会長

様

愛媛県土木部都市局
建築住宅課営繕室長
(公印省略)

手すり先行足場の工事への適用について

平成21年の労働安全衛生規則の改正(平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号)及び同規則に基づく「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日付け基発第0424001号)が発出されたことを受けて、県営繕室では、全ての工事において、同ガイドラインの基づく「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場の設置を適用し、足場の組立て、解体又は変更の作業においては、手すり先送り方式が主流であった当時の状況を考慮し、一定の周知期間が必要と判断し、小規模及び改修工事を除き、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式を適用してきたところです。

この度、十分な周知期間が経過し、手すり据置き方式又は手すり先行専用足場方式の仮設資材も普及してきたことから、県営繕室の発注の工事への適用について、国と同様に、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会員への周知のほどよろしくお願いします。

記

適用工事

営繕室の発注する施工箇所面に足場を設ける全ての工事

適用内容

足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととする。

設ける足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)による「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。

所 属 土木部道路都市局建築住宅課
営繕室 営繕企画係
電話番号 089-912-2762